

秋田市告示第229号

道路法（昭和27年法律第180号）第44条の2第1項の規定に基づき、次のとおり届出対象区域を指定したので、同条第2項の規定により告示する。
その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和8年6月30日

秋田市長 沼谷 純

1 届出対象区域を指定した路線名等

路線名	届出対象区域区間	工作物
川尻総社通り線	川尻若葉町164番地先から 川尻総社町307番地先まで	電柱
川尻八橋線	川尻総社町307番地先から 川尻総社町210番地先まで	電柱

2 届出区域指定年月日

令和8年7月1日

3 縦覧期間

令和8年6月30日から同年7月17日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで